

教 学 第 871 号  
教 保 第 347 号  
令 和 3 年 8 月 12 日

各 県 立 学 校 長 様

学 校 教 育 室 長  
保 健 体 育 課 総 括 課 長

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 岩 手 緊 急 事 態 宣 言 に つ い て ( 通 知 )

このことについて、別添のとおり岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年8月12日）から岩手緊急事態宣言が発令されました。

については、県民に対し不要不急の外出の自粛を要請したことを踏まえ、児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、地域全体での感染防止を図ることが重要であることから、下記のとおり対応するようお願いします。

なお、部活動の遠征等については、「新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（通知）」（令和3年8月4日付け教保第334号）により県外の学校やチームとの練習試合等は原則禁止したところですが、引き続き、継続し適切に対応するよう申し添えます。

記

- 1 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- 2 部活動については、学校の夏季休業中は原則休止\*とすること。

※ 全国大会等（9月12日までに開催される地区予選を含む公式大会）に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可のもと必要最小限の活動については可とする。

- 3 対象期間は、令和3年8月12日から、岩手県の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が10人未満となるまでとする。

【担当】

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| ○校外活動に関すること | 学校教育室高校教育担当（019-629-6140） |
| ○部活動に関すること  | 保健体育課学校体育担当（019-629-6190） |

## 新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言

令和 3 年 8 月 12 日  
岩手県新型コロナウイルス  
感染症対策本部

### 期間

令和 3 年 8 月 12 日から、岩手県の直近 1 週間の新規感染者数（対人口 10 万人）が 10 人未満となるまで。

### 区域

岩手県全域

### 1 県民の皆様へのお願い

#### (1) 外出の自粛等

- ・ 不要不急の外出を自粛すること。
- ・ 都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行などは、原則中止・延期すること。

#### ※不要不急の外出に該当しない場合（例）

- ・ 必要な職場への出勤  
（医療・介護関係者をはじめ県民生活に不可欠なサービスの提供に係る業務や、リモート対応が困難な業務による出勤 など）
- ・ 通学
- ・ 医療機関への通院
- ・ 親などの介護
- ・ 食料、医薬品、生活必需品の買い出し
- ・ 屋外での運動や散歩
- ・ 就職活動
- ・ その他（銀行、役所など、生活の維持のために必要なもの）

#### ※特にも、中止や延期をしていただきたい事項（例）

- ・ 同居家族以外とのバーベキューや会食、法事や墓参り
- ・ 同級会、同窓会
- ・ 出張先、研修先での会食

## (2) 基本的な感染対策の徹底

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 適切な方法でマスクを着用する
- ・ ワクチン接種後もマスクを着用する
- ・ 近距離での会話や大声での発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける
- ・ 毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診すること。
- ・ やむを得ない事情等により、他の都道府県から岩手県に来県された方は、来県後2週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること※。
- ・ 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避すること。

### ※ それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、不要不急の外出・移動の自粛等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。(一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。)

## 2 事業所・飲食店・学校へのお願い

### (1) 事業所

- ・ 従業員の健康状態を記録すること。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底すること。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減すること。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減すること。
- ・ 休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策を徹底すること。

### (2) 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗

- ・ 宿泊施設・飲食店・歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組むこと。
- ・ 接待を伴う飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録すること。

### (3) 学校

#### (県立学校)

- ・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止策を徹底すること。
- ・ 部活動については、学校の夏季休業中は原則休止※すること。

※ 全国大会等に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可のもと必要最小限の活動については可とする。

#### (市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応すること。

### 3 医療機関へのお願い

- ・ 発熱等の症状のある方へ積極的に検査を実施すること。

### 4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

- ・ 感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。
- ・ 医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆様に、感謝と思いやりの気持ちを持って応援してくださるようお願いいたします。
- ・ 新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いいたします。

### 5 岩手県の対策

- ・ いわて旅応援プロジェクトの停止
- ・ いわての食応援プロジェクトの停止
- ・ 事業者の支援
- ・ 県主催イベントの原則中止・規模見直し等
- ・ 県施設の原則休館・利用制限等
- ・ 医療提供体制の確保

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた部活動の遠征等について（通知）

このことについて、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和3年8月3日）において、県境をまたぐ旅行や移動については「原則中止・延期すること」と示されました。

ついでには、部活動の遠征等（公式大会を除く）について、下記のとおりとしますので適切に対応願います。

また、通常の部活動（県内での活動）については、「県立学校の部活動について（4月6日付け通知）」の基本的な考え方及び留意事項を改めて確認し、引き続き感染拡大防止対策を講じ、感染状況の把握に努め、適切な活動が行われるようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、対応を変更する必要があることを御承知おきください。

記

1 練習試合及び合同練習について

- (1) 県外へ移動して行われる練習試合や合同練習は、原則「禁止」とする。
- (2) 県外の学校やチーム等との練習試合や合同練習は、原則「禁止」とする。
- (3) (1)及び(2)の適用期間は、「令和3年8月31日まで」とする。

2 全国大会等への参加について

- (1) 全国高等学校体育連盟等が主催する全国大会等については、主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策に従うとともに、会場となる地域の感染状況等を事前に確認するなど慎重に判断し、保護者の同意を得た上で参加すること。
- (2) 大会参加前後の健康観察を徹底すること。

【担当】

学校体育担当（中村）

TEL 019-629-6190

# 県立学校の部活動について

[令和3年4月6日通知]

## 1 基本的な考え方

部活動（運動部及び文化部）については、引き続き十分な感染症対策を行った上で、生徒の健康・安全の確保のために内容や方法を工夫しながら実施すること。

- (1) 部活動の参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- (2) 参加する生徒の健康状態を把握し、生徒の体調管理を徹底させること。
- (3) 教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
- (4) 部活動の実施に当たっては、統括団体（全国連盟・協会等）が作成するガイドラインを踏まえること。

## 2 活動に当たっての留意事項

### (1) 活動について

- ・ 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ・ こまめな手洗いを励行すること。
- ・ 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 体調のすぐれない生徒は、部活動への参加を見合わせ自宅で休養すること。

### (2) 活動場所について

- ・ 活動する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- ・ 教室等を使用する場合は、長時間にわたり密室状態にならないよう、換気を頻繁に行うとともに、十分な身体的距離を確保しながら活動すること。
- ・ 更衣室や部室の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。

### (3) 活動時間等について

- ・ 活動時間や休養日については、「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改訂版）」に準拠し各校で策定した「学校の部活動に係る活動方針」によることとするが、生徒の体調等を考慮し適切に設定すること。
- ・ 活動に当たっては、感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な内容となるよう工夫して取り組むこと。

### (4) 練習試合及び合同練習について（遠征等を含む）

- ・ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている地域への遠征等は、感染拡大防止の観点から自粛すること。
- ・ 感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域への遠征等は、慎重に判断すること。
- ・ 特に規制がない地域への遠征等については、事前に遠征先等の地域（県、市等）の制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこと。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 実施に当たっては、適切な感染防止対策（移動及び宿泊時等における「三つの密」の徹底的回避）を講じること。
- ・ 担当する教師のみで実施を決定するのではなく、学校として責任をもって判断すること。

### (5) 各種大会等への参加について

- ・ 各学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各種大会への参加の必要性を判断すること。
- ・ 生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させないこと。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ・ 大会における活動以外の場面（移動、宿泊、会場での待機時間等）も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じること。

担当

保健体育課学校体育担当（中村）

TEL：019-629-6190